

小規模多機能こすもす利用者負担額軽減規程

2015年1月29日

社会福祉法人うしおだ

(目的)

第1条 この規程は、生活困窮者に対する社会福祉法人としての使命を発揮するため、当法人が地域公益活動のひとつとして独自に定めたものである。この規定の目的は、生活困窮者が他の諸制度を活用できずに利用者負担の軽減措置が講じられない場合、その負担額を一部軽減することにより、小規模多機能サービスの利用促進を図ることにある。

(利用者負担額の定義)

第2条 この規程において、利用者負担額とは、次に該当するものをいう。

(1)小規模多機能こすもすを利用者した際の食費及び宿泊費

(負担軽減対象者)

第3条 利用者負担額の一部を軽減することができる者は、次に該当する者をいう。

(1)生活保護受給者

(負担軽減の程度)

第4条 前条の負担軽減者に対する軽減措置の程度は、第2条の定義にある食費及び宿泊費の半額とする。

(申請並びに決定)

第5条 負担軽減を希望する者は、あらかじめ「小規模多機能こすもす利用者負担額軽減申請書」(「様式第1号」)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合には、速やかに審査し、軽減の可否を決定し、「小規模多機能こすもす利用者負担額軽減決定通知書」(「様式第2号」)により当該申請者に通知するものとする。なお、審査は、当法人の管理会議で行う。

(軽減の解除)

第6条 この規程に定める負担軽減者が第3条の事項の対象外になった場合には、負担軽減を解除する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2015年3月1日から施行する。

認知症グループホーム利用者負担額軽減規程

2016年10月27日

社会福祉法人うしおだ

(目的)

第1条 この規程は、生活困窮者に対する社会福祉法人としての使命を発揮するため、当法人が地域公益活動のひとつとして独自に定めたものである。この規定の目的は、生活困窮者が他の諸制度を活用できずに利用者負担の軽減措置が講じられない場合、その負担額を一部軽減することにより、認知症グループホームのサービス利用促進を図ることにある。

(利用者負担額の定義)

第2条 この規程において、利用者負担額とは、次に該当するものをいう。

(1)認知症グループホームを利用者した際の管理費

(負担軽減対象者)

第3条 利用者負担額の一部を軽減することができる者は、次に該当する者をいう。

(1)生活保護受給者

(負担軽減の程度)

第4条 前条の負担軽減者に対する軽減措置の程度は、第2条の定義にある管理費の半額とする。

(申請並びに決定)

第5条 負担軽減を希望する者は、あらかじめ「認知症グループホーム利用者負担額軽減申請書」(「様式第1号」)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合には、速やかに審査し、軽減の可否を決定し、「認知症グループホーム利用者負担額軽減決定通知書」(「様式第2号」)により当該申請者に通知するものとする。なお、審査は、当法人の管理会議で行う。

(軽減の解除)

第6条 この規程に定める負担軽減者が第3条の事項の対象外になった場合には、負担軽減を解除する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2016年11月1日から施行する。